

報道関係者 各位

平成 29 年 9 月 27 日

【照会先】

中央労働委員会事務局

個別労働関係紛争業務支援室

室長 長 正敏

支援官 三上 達也

(直通電話) 03(5403)2181

10 月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です

～労働相談会や出前講座、セミナーなどを全国で開催～

中央労働委員会と都道府県労働委員会は、毎年 10 月を「個別労働紛争処理制度」周知月間として、集中的な周知・広報を実施しています。

今年度は、主に、以下のような取組を行います。また、新たな取組として、Yahoo! ニュース（スマホ版）バナー広告、政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」、Facebook による情報発信を開始し、周知・広報のさらなる充実を図ります。

1 実施期間

平成 29 年 10 月 1 日（日）から 10 月 31 日（火）までの 1 か月間

2 主な取組

「ご存じですか？労働委員会～雇用のトラブル まず相談～」などをキャッチフレーズに、全国各地で労働相談会や出前講座、セミナーなどを開催します。（各労働委員会により実施内容が異なります。詳細は別紙 1～3 参照）

(1) 都道府県労働委員会

- ① 労働相談会の開催
- ② 街頭宣伝活動の実施
- ③ 出前講座、セミナーなどのイベント
- ④ 車内広告の掲載、地元メディアへの出演 など

(2) 中央労働委員会

- ① 労使関係セミナーの開催
- ② 報道機関などへの周知・広報の協力要請

都道府県労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の特色

労働者個人と事業主の間で起きた職場でのトラブルを、労働問題の専門家であり公益、労働者、使用者を代表する「あっせん員」が、公正・中立な立場で問題の解決に向けて支援しています。

別紙 1 「個別労働紛争処理制度」に係る周知月間における各道府県労働委員会別取組予定（平成 29 年度）

別紙 2 労働相談会の開催一覧、街頭宣伝活動の実施一覧

別紙 3 「個別労働紛争処理制度」周知月間中に開催される労使関係セミナー

参考 1 「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間 実施要綱（抄）

参考 2 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の概要

「個別労働紛争処理制度」に係る周知月間における各道府県労働委員会別取組予定(平成29年度)

取組 労働委員会	労働 相談 会 (※1)	街頭 宣伝 活動 (※1)	出前講 座セミ ナー等 のイ ベント (※1)	記者 会見	地元 行イ 出演	マス コミ 依頼	自治 体 依頼	団体 依頼	労働委 員会 ホーム ページ 掲載	メール マガ ジン 掲載	SNSに よる情 報発信 (※2)	広告 掲載	その他 特記事項
北海道			○				○	○	○			○	・道内8か所の関係機関を訪問、制度の説明などを実施 ・「カルチャーナイト2017」にてPR活動を実施
青森	○	○				○	○	○	○	○	○	○	
岩手	○	○				○	○	○	○		○	○	いわて銀河鉄道・三陸鉄道駅舎内ポスター掲示、新聞広告
宮城		○				○	○	○	○	○	○	○	仙台弁護士会の県内各法律相談センターへのチラシ及びPRカードの配布(新規)
秋田		○				○	○	○	○				
山形	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福島	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	・のぼり旗を作成し、街頭啓発などで使用(新規) ・求人情報誌への掲載(新規)
茨城	○					○	○	○	○		○		
栃木	○		○			○	○	○	○	○	○	○	・県北地域でも労働相談会を実施(新規) ・民間及び公営の路線バスの車内広告を拡大
群馬		○	○		○	○	○	○	○		○		・職業能力開発校への出前講座を実施 ・市部に加え、郡部でも事業所の多い町村や県弁護士会等の関係機関などへ広報依頼(新規)
埼玉							○	○	○				
千葉	○					○	○	○	○	○	○	○	
新潟	○		○	○	○	○	○	○	○			○	列車広告掲載路線を2路線に拡大
山梨		○				○	○	○	○				
長野		○	○		○	○	○	○	○			○	
静岡						○	○	○	○			○	県民向けの広報番組「ふじのくに広聴広報課！！」で、労委の個別的労使紛争あっせん制度についてPR
富山	○					○	○	○	○		○	○	
石川	○		○		○	○		○	○	○		○	
福井	○				○	○	○	○	○	○		○	
岐阜						○		○	○	○			・平成29年県民手帳への掲載 ・県内コンビニ等にポスター掲示
愛知						○	○	○	○				
三重							○	○	○				三重県データ放送への掲載、ラジオ放送の実施
滋賀	○					○	○	○	○				
京都							○	○	○				関係機関、団体などへ制度の周知を行い、相談者や団体会員への制度紹介を依頼
奈良	○		○		○	○	○	○	○			○	
和歌山	○	○				○	○	○	○		○		
鳥取	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	懸垂幕・横断幕によるPRや周知ステッカーの配布
島根	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	イベント開催時に付箋セットを配布
岡山						○	○	○	○			○	
広島	○		○			○	○	○	○		○		
山口			○					○	○				
徳島	○	○	○			○	○	○	○	○	○		労働委員会PRポスターの募集・選考・表彰
香川	○		○		○	○	○	○	○	○		○	
愛媛	○	○	○		○	○	○	○	○			○	9、10月に、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会が開催されるため、取組は11、12月を中心に実施予定
高知	○		○		○	○	○	○	○		○	○	
佐賀	○	○			○	○	○	○	○			○	
長崎	○					○	○	○	○			○	
熊本	○					○	○	○	○			○	
大分	○					○	○	○	○			○	
宮崎	○				○	○	○	○	○		○	○	
鹿児島	○		○			○	○	○	○			○	・関係機関合同による相談会の実施 ・QRコード付きのPRカードなどの配布
沖縄			○			○		○	○		○	○	
合計	27	15	18	2	15	37	38	42	42	10	18	28	

※1 労働相談会、街頭宣伝活動、出前講座等の主な日程等については別紙参照。

【東京都、兵庫県、福岡県、神奈川県、大阪府を除く】

※2 SNSとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。(例: Twitter, Facebook)

「個別労働紛争処理制度」周知月間に合わせて実施する労働相談会、街頭宣伝活動の一覧

労働委員会	労働相談会		街頭宣伝活動		出前講座、セミナーなどのイベント開催
	開催予定日	開催予定場所	実施予定日	実施予定場所	
北海道	—	—	—	—	【パネル展示】10/5、6:北海道本庁庁舎1階道政広報コーナー(札幌市)
青森	10/8、29 10/15 10/22	(青森市)青森県観光物産館アスパム (八戸市)ユートリー (弘前市)ヒロロ	10/1 10/8、29 10/15 10/22	(青森市)イトヨーカドー青森店 (青森市)青森県観光物産館アスパム (八戸市)ユートリー (弘前市)ヒロロ	—
岩手	10/1 10/15 10/22	(盛岡市)アイーナ (大船渡市)大船渡地区合同庁舎、(二戸市)二戸地区合同庁舎 (一関市)一関地区合同庁舎、(釜石市)イオンタウン釜石	10/1 10/15 10/22	(盛岡市)アイーナ、イオンモール盛岡 (大船渡市)大船渡地区合同庁舎、(二戸市)二戸地区合同庁舎 (一関市)一関地区合同庁舎、(釜石市)イオンタウン釜石	—
宮城	—	—	10/4	(仙台市青葉区)JR仙台駅前	—
秋田	—	—	10/4	(秋田市)JR秋田駅前	—
山形	10/1 10/11	(山形市)遊学館、(酒田市)酒田勤労福祉センター (南陽市)えくぼプラザ	—	—	—
福島	10/22	(福島市)労働委員会事務局内 (郡山市)郡山市労働福祉会館	10/15	(福島市)イオン福島店 (郡山市)イオン郡山フェスタ店	【出前講座】10/17:福島県立大沼高等学校(大沼郡会津美里町)
茨城	10/1 10/19、 11/15	(水戸市)いばらき就職・生活総合支援センター (水戸市)労働委員会事務局(県庁舎23階)	—	—	—
栃木	10/19、20、 21 10/27	(宇都宮市)福田屋ショッピングプラザ宇都宮店 (大田原市)トコトコ大田原市民交流センター	—	—	【セミナー】10/12:那須野が原ハーモニーホール(大田原市)
群馬	—	—	10/7 10/17	(高崎市)イオンモール高崎 (前橋市)JR前橋駅前	—
千葉	10/7 10/12、26、 11/13	(船橋市)船橋フェイスビル (千葉市中央区)労働委員会	—	—	—
新潟	10/15 10/22 10/29	(新潟市)新潟県庁 (上越市)市民プラザ (長岡市)ハイブ長岡	—	—	【出前講座】11/15:県立十日町総合高校(十日町市)(予定)(申込に応じて通年で実施)
山梨	—	—	10/9	(中巨摩郡昭和町)イオンモール甲府昭和	—
長野	—	—	10/2 10/6 10/11 10/12	(松本市)JR松本駅前 (諏訪市)JR上諏訪駅前 (長野市)JR長野駅前 (上田市)JR上田駅前	【出前講座】11/16:諏訪市文化センター(諏訪市)
富山	10/20	(富山市)労働委員会労働相談室	—	—	—
石川	10/18	(金沢市)石川県職業能力開発プラザ	—	—	【セミナー】10/16:石川県庁(金沢市)
福井	10/1 10/15 10/24	(福井市)アオッサ (越前市)越前市福祉健康センター (福井市)福井県庁	—	—	—
滋賀	10/1 10/10 10/15 10/24 10/27	(彦根市)滋賀県消費生活センター (大津市)労働委員会 (近江八幡市)滋賀県男女共同参画センター (草津市)草津市市民交流プラザ (大津市)労働委員会	—	—	—
奈良	10/1 10/12 10/22	(橿原市)奈良県橿原文化会館 (奈良市)奈良県奈良総合庁舎 (大和高田市)奈良県産業会館	—	—	【出前講座】10/20:グリーンパレス(北葛城郡広陵町)
和歌山	10/11 10/13 10/20 10/25 10/27	(御坊市)御坊商工会館 (紀の川市)打田生涯学習センター、(有田市)紀州有田商工会議所 (橋本市)ラポール橋本 (新宮市)新宮商工会議所 (和歌山市)プラザホープ、(田辺市)生涯学習センター	9/29	(和歌山市)JR和歌山駅前、南海和歌山市駅前	—
鳥取	10/22	(鳥取市)鳥取市文化センター (鳥取市)鳥取市立倉吉体育文化会館 (鳥取市)ふれあいの里	10/1	(鳥取市)イオン鳥取北 (鳥取市)パープルタウン (鳥取市)イオン日吉津店	【パネル展示】10/27～11/9:鳥取市立中央図書館(鳥取市)
島根	10/22	(松江市)くにびきメッセ	10/5	(松江市)JR松江駅前	【パネル展示】～10/4:島根県立図書館1階ホール(松江市) 10/5～13:島根県庁ロビー(松江市)
広島	10/12	(広島市)広島合同庁舎	—	—	【出前講座】10/23:広島弁護士会館(広島市)
山口	—	—	—	—	【出前講座】10/19:県立下関商業高等学校(下関市)、11/2:県立下松工業高等学校(下松市)
徳島	10/1 10/22	(阿南市)阿南ひまわり会館 (美馬市)脇町市民サービスセンター	9/28	(徳島市)JR徳島駅前	【パネル展示】10/6～19:徳島県庁1階県民ホール(徳島市)
香川	10/10、11 10/12 10/13 10/14、15 10/16	(高松市)香川県庁 東館3階 (丸亀市)丸亀市役所 本館5階 (さぬき市)さぬき市役所 附属棟1階 (高松市)高松市生涯学習センター 2階 (三豊市)三豊市役所 危機管理センター1階	—	—	【出前講座】10/2:専門学校穴吹ビューティーカレッジ(高松市) 10/17:四国医療福祉専門学校(高松市) 【パネル展示】10/10～13:香川県庁本館1階ギャラリー(高松市)
愛媛	10/13、17、 24 10/27 11/13 11/24	夜間電話相談(職員) (松山市)労働委員会(委員専門相談) (松山市)松山大学(委員出張相談) (松山市)労働委員会(委員専門相談)	11/13	(松山市)松山大学	【出前講座】11/2:県立八幡浜高等学校(八幡浜市) 【セミナー】11/13:松山大学(松山市)
高知	10/27	(高知市)高知県庁北庁舎4階	—	—	【パネル展示】10/23～31:高知県庁北庁舎ロビー(高知市)
佐賀	10/23～29	(佐賀市)労働委員会事務局	10/2	(佐賀市)JR佐賀駅前、佐賀駅バスセンター	【パネル展示】10/23～29:佐賀県庁県民ホール(佐賀市)
長崎	10/1、21	(長崎市)労働委員会、(佐世保市)県北振興局	—	—	—
熊本	10/4、11、 18、25	(熊本市)熊本県しごと相談・支援センター	—	—	—
大分	10/1～7 10/26	(大分市)労働委員会事務局 (別府市)別府市役所1階	—	—	—
宮崎	10/23～29	(宮崎市)労働委員会事務局	—	—	—
鹿児島	10/15 10/24 10/31	(鹿児島市)勤労者交流センター (鹿児島市)県労働委員会 (霧島市)国分公民館	—	—	【出前講座】10/16:志学館大学(鹿児島市)
沖縄	—	—	—	—	【セミナー】10/5:宮古合同庁舎(宮古島市) 10/11:八重山合同庁舎(石垣市)

※街頭宣伝活動では、PR用チラシやPR用ポケットティッシュの配布、のぼり旗設置等を行います。

※各催しの詳細については、当該労働委員会にお問い合わせください。労働委員会の一覧は中央労働委員会ホームページ「都道府県労働委員会」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/chuho/chihou/pref.html>

「個別労働紛争処理制度」周知月間中に開催される労使関係セミナー

中央労働委員会及び都道府県労働委員会では、集团的労使紛争、個別労働紛争に関する制度と、これらの紛争の解決をサポートする機関である労働委員会について、労使関係者の認識を深めることを目的として、①有期労働契約、ハラスメント、メンタルヘルス等の労使関係者の関心が高いテーマの基調講演、②労働委員会が取り扱った紛争解決事例等をテーマにしたパネルディスカッション等を内容とするセミナーを全国各地で開催しております(参加無料・要予約)。月間中(11月を含む。)に開催されるものは次のとおりです。

開催地	北海道	東京都	広島県	高知県	大分県
開催日、時間	10月20日(金) 13:30～17:00	10月27日(金) 14:00～17:00	10月12日(木) 13:30～16:30	10月23日(月) 13:30～16:30	11月10日(金) 13:30～16:30
会場	道民活動センター「かでのホール」 (札幌市中央区)	東京都庁第一本庁舎5階大会議場 (東京都新宿区)	広島合同庁舎1号館附属棟2階大会議室 (広島市中区)	高知会館 (高知市)	レンブラントホテル大分 (大分市)
基調講演	「働きやすい職場環境の形成について～ハラスメント対策とメンタルケア～」	「働き方改革の今後の課題について～同一労働同一賃金の実現と長時間労働是正への道筋～」	「長時間労働規制と使用者責任」	「法的観点からみたパワーハラスメントへの対策と課題～パワハラに対する法規制の可能性～」	「同一労働同一賃金～裁判例の動向と『働き方改革』～」
	森戸英幸氏 (中央労働委員会公益委員、慶應義塾大学大学院法務研究科教授)	水町勇一郎氏 (東京都労働委員会公益委員、東京大学社会科学研究所教授)	鎌田耕一氏 (中央労働委員会公益委員、東洋大学法学部教授)	野川忍氏 (中央労働委員会地方調整委員、明治大学法科大学院教授)	森戸英幸氏 (中央労働委員会公益委員、慶應義塾大学大学院法務研究科教授)
パネルディスカッション等	「道内におけるハラスメント等に関する労使紛争事例」	「紛争解決事例の検討」	「紛争解決事例の検討」	「紛争解決事例の検討」	「紛争解決事例の検討」
定員	500名	300名	100名	100名	100名

※ なお、2月2日(金)に東京、2月下旬に京都でも開催予定です。
確定しましたら、中央労働委員会ホームページでお知らせします。

※ 詳細は、中央労働委員会ホームページの「労使関係セミナーの御案内」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/roushi/index.html>

(参考1)

「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間 実施要綱 (抄)

全国労働委員会連絡協議会

全国労働委員会連絡協議会（以下「全労委」という。）は「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間の実施要綱を次のように定める。

1 名称

「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間

2 趣旨

企業組織の再編、雇用形態の多様化、人事労務管理の個別化、労働組合組織率の低下等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している。

これらの紛争の未然防止及び実情に即した迅速かつ適正な解決のため、都道府県労働委員会では必要に応じて個別労働関係紛争処理制度を設けているところであるが、その周知・広報を通じて一層の利用拡大を図るため、この度、「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間（以下「月間」という。）を定め、種々の周知・広報活動等を全国的に実施するものである。

3 実施機関

中央労働委員会及び個別労働関係紛争処理制度を設けている都道府県労働委員会

4 実施期間

10月の1か月間

5 実施内容

実施機関が行っている事業について、原則として、全労委として統一月間を定めて行うこととする。

6 主な実施事項例

- (1) 労働相談会の開催（月間の主要行事として全国一斉実施となるよう可能な限り調整）
- (2) 各地域におけるイベント等の開催
- (3) マスメディアを活用したPRの実施
 - ・ 月間に関する報道発表
 - ・ 労働関係広報誌への月間記事の掲載依頼 等
- (4) その他実施機関が独自に行う取組のうち、月間中に行うことが効果的なもの。

7 全労委による関係機関に対する協力要請

全労委として取り組む周知・広報等に関して、全労委名により、労働関係紛争に係る機関に対して協力要請を行う。

8 月間実施上の留意事項

より効果的な周知・広報を図る観点から、広報媒体への相乗りやイベントの共催等、関係機関・団体等との積極的な連携を図り、相乗効果の確保に努める。

注：「全国労働委員会連絡協議会」は、中央労働委員会と47の都道府県労働委員会によって構成されている。

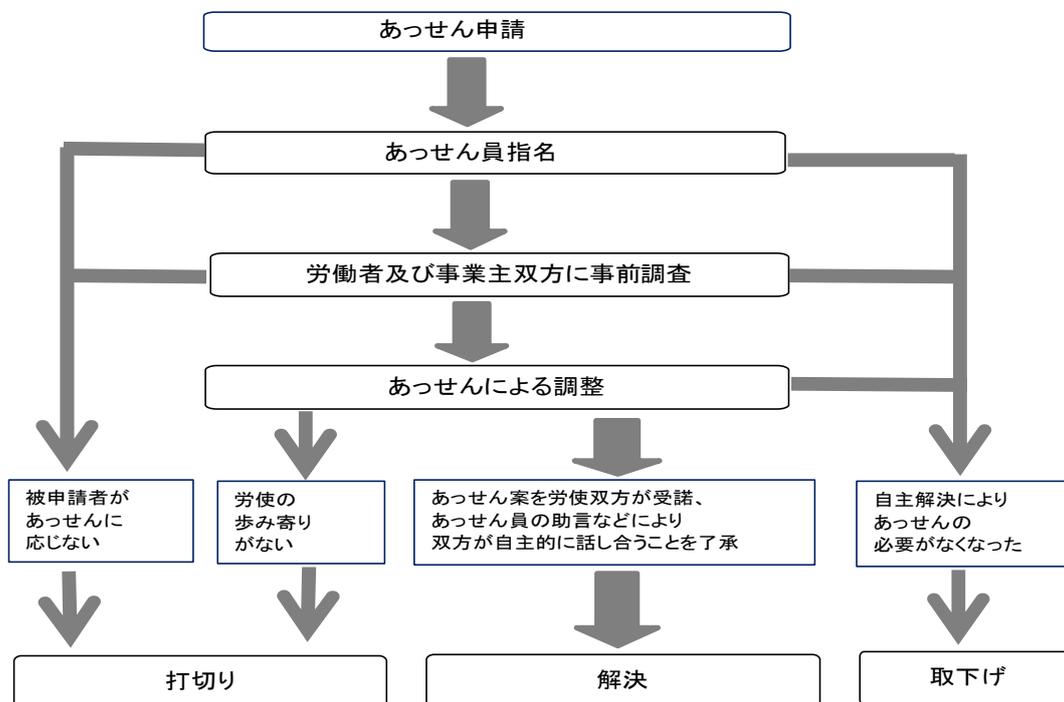
労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の概要

労働委員会の「個別労働紛争処理制度」は、労働者と事業主の間に発生した有期契約の雇い止め、パワハラ等のトラブルを、労働問題の専門家である「あっせん員」（公労使三者構成）が、公正・中立な立場で問題の解決に向けて支援するもので、44 都道府県労働委員会（東京都、兵庫県、福岡県を除く道府県）で設けられています。

1 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の一般的な仕組み

- (1) 利用は無料で、秘密厳守となっています。
- (2) 申請手続きは、申請書を労働委員会へ提出するだけの簡単なものです。
- (3) あっせん員は三者構成で、労働問題の専門家である、①公益側（弁護士など）、②労働者側（労働組合役員など）、③使用者側（会社経営者など）を代表するあっせん員が、トラブル解決のサポートに当たります。
- (4) 処理に要した期間は42.2日で、1カ月以内が36.6%、2カ月以内では81.4%であり（平成27年度実績）、迅速な処理を行っています。

【個別労働紛争のあっせんの流れ】



2 他の個別労働紛争処理機関と比較した場合の特色

他の個別労働紛争処理機関と比較すると、労働委員会は、将来に向けた労使関係の改善を目指す集団労使紛争解決のノウハウを活かして、次のような特色を持つ個別労働紛争解決支援を行っています。

- (1) あっせん員である公労使委員や事務局職員等からのサポートを受けられることにより、知識経験や代理人を依頼する資力に乏しい労働者でも利用しやすいものです。
- (2) 申請を行った労働者自身の労働条件等の改善だけでなく、職場全体の労働条件・職場環境の改善につながっている事案もあります。
- (3) 雇用契約終了に伴う金銭解決のケースだけでなく、雇用が継続するケースもあり、雇用の安定につながっている事案もあります。

○ 労働委員会における労働紛争解決事例に関する詳しい情報は、中央労働委員会ホームページの「労働紛争の調整事例と解説」コーナーをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/> または

中労委

検索

